

(2) 関係法令に基づく届出情報の共有と活用の促進

勸告	説明図表番号
<p>アスベストによる健康被害が生じることのないよう、その飛散・ばく露の防止措置の的確な履行を確保するためには、アスベスト含有建材が使用されている建築物等の解体等工事を工事開始前に把握することが不可欠である。</p> <p>こうしたことから、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材（特定建築材料）が使用された建築物等について、アスベストが大気中に飛散する原因となる解体等の作業（特定粉じん排出等作業）を行う場合、当該作業を伴う工事（特定工事）の発注者等は、当該作業開始の14日前までに大防法に基づく届出を県知事、政令市の長等に提出しなければならない。</p> <p>また、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の除去等作業のうち、耐火建築物又は準耐火建築物について、レベル1のアスベスト含有建材の除去作業を行う場合、安衛法第88条第3項の規定に基づき、事業者は、除去の作業開始の14日前までに計画の届出を、その他の作業を行う場合は、石綿則第5条の規定に基づき当該作業の開始前までに作業の届出を労働基準監督署長に提出しなければならない。</p>	<p>表2-(2)-①、②</p> <p>表2-(2)-①、② (再掲)</p>
<p>一方、建築物等の解体等工事に関しては、上記の大防法に基づく届出や安衛法に基づく届出のほか、建設資材の再資源化の促進等の観点から、建築物の床面積が80㎡以上の解体工事、建築物に係る修繕又は模様替えであってその請負代金の額が1億円以上であるもの等の場合、建設リサイクル法第10条第1項の規定に基づき、工事の発注者等は、アスベスト含有建材の使用の有無にかかわらず、工事開始の7日前までに建設リサイクル法に基づく届出を県知事又は市区町村長に提出しなければならないとされており、当該届出情報を端緒として、アスベスト含有建材が使用されている可能性のある建築物等の解体等工事を把握することも可能である（注1）。</p> <p>（注1） 資材の適切な分別、再資源化のため、建設リサイクル法第9条第2項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号）第2条第1項第1号において、解体等工事の前に、建築物等に関する調査が義務付けられており、アスベスト含有建材の使用の有無も調査することとされている。</p>	<p>表2-(2)-①、② (再掲)</p>
<p>こうしたことから、環境省は県市に対し（注2）、また、厚生労働省は都道府県労働局に対し（注3）、関係機関・部署と連携し、大防法に基づく届出情報、安衛法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の共有を促進するよう通知しているが、具体的な情報共有の方法、共有の頻度等については、特に示していない。</p> <p>（注2） 「石綿（アスベスト）の大気環境中への飛散防止対策の徹底について（通知）」（平成17年7月12日付け環管大発第050712001号環境省環境管理局长通知）及び「石綿等が使用されている建築物等の解体等作業に係る石綿飛散防止対策の対象事業場等の把握の促進について」（平成24年12月5日付け環水大大発第121205301号環境省水・大気環境局大気環境課長通知）</p>	<p>表2-(2)-③、④</p>

(注3) 「石綿ばく露防止対策の推進について」(平成17年7月28日付け基発第0728008号厚生労働省労働基準局長通知)及び「石綿等が使用されている建築物等の解体等の事業場等の把握の促進について」(平成24年12月5日付け基安化発1205第1号厚生労働省安全衛生部化学物質対策課長通知)

今回、39縣市及び35労基署を対象に、関係法令に基づく届出情報の共有状況及び共有情報の活用状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

## ア 縣市

### (情報共有の状況)

調査した39縣市における安衛法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の共有状況<sup>(注4)</sup>をみると、①管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、安衛法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報のいずれも共有しているものが17縣市、②管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、いずれか一方の届出情報を共有しているものが14縣市、③関係機関・部署との間で、いずれの届出情報も共有していないものが8縣市となっている。

表2-(2)-⑤

(注4) 大防法に基づく届出を受理している本庁又は出先機関を1箇所抽出し、その管轄区域に所在する関係機関・部署との共有状況を調査したものである。

これを届出情報の種類別にみると、以下のとおりとなっている。

- i) 安衛法に基づく届出情報については、22縣市は管轄区域に所在する全ての労基署との間で共有を行っているが、17縣市は共有を行っていない。
- ii) 建設リサイクル法に基づく届出情報については、26縣市は管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で共有(うち22縣市はアスベスト含有建材が使用されている旨の記載の有無にかかわらず届出情報を共有)を行っているが、13縣市は共有を行っていない。

### (共有情報の活用状況)

管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、安衛法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の両方又はいずれか一方の届出情報を共有している31縣市(上記①及び②の縣市の合計)における共有情報の活用状況をみると、

- i) 大防法に基づく届出情報と安衛法に基づく届出情報を突合し、大防法に基づく届出に漏れがないか、
- ii) 建設リサイクル法に基づく届出情報に飛散性の高いレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が使用されている旨の記載がある解体等工事であるにもかかわらず、大防法に基づく届出が行われていないものはないかの確認に使用しており、さらに、一部の縣市においては、

- iii) 建設リサイクル法に基づく届出情報に飛散性の高いレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材を使用している旨の記載はないが、建築年次、建築

表2-(2)-⑥

物の構造等から当該アスベスト含有建材の使用が疑われる建築物の解体等工事を抽出し、大防法に基づく事前調査が適切に実施され、届出漏れがないかの確認（確認のため立入検査を行うことを含む。）に使用している例（6県市）もみられた。

**（情報共有の頻度）**

上記31県市における安衛法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の共有頻度をみると、表1のとおり、多くの県市では、届出の都度又は週単位で共有を図っているものの、年又は月単位で共有しているものが、安衛法に基づく届出において4県市、建設リサイクル法に基づく届出において4県市みられた。

表2-(2)-⑤（再掲）、⑦

表1 県市における届出情報の共有頻度

（単位：県市）

届出情報の種類 共有頻度	安衛法に基づく届出	建設リサイクル法に基づく届出
届出の都度共有	17	16
週2回程度まとめて共有	0	2
週1回程度まとめて共有	1	3
月1回程度まとめて共有	3	2
年1回程度まとめて共有	1	0
その他	0	3 <small>(注2)</small>

（注）1 当省の調査結果による。

2 3県市は、共有している関係機関・部署又は届出情報の内容により共有頻度が異なっており、このうち2県市は、届出情報の一部について月1回程度まとめて共有している。

このように関係法令に基づく届出情報の共有頻度が年又は月単位である県市においては、安衛法に基づく届出はアスベスト除去等作業開始の14日前（耐火建築物等においてレベル1のアスベスト含有建材を除去する場合）までに、また、建設リサイクル法に基づく届出は解体等工事開始の7日前までに行うこととされているため、届出情報の共有により、アスベスト含有建材が使用されている建築物等の解体等工事を、工事開始前に確実に把握することは困難と考えられる。

**（情報共有を行っていない理由）**

他方、安衛法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の両方又はいずれか一方しか情報共有を行っていない県市は、その主な理由として次のことを挙げている。

表2-(2)-⑧

i) 解体等工事の発注者又は事業者が、安衛法に基づく届出又は建設リサイクル法に基づく届出を行っているにもかかわらず、大防法に基づく届出を

<p>行わないことは通常想定されないなど、情報共有の必要性は乏しいと考えられること（15県市）。</p> <p>ii) 関係法令に基づく届出情報の共有に係る業務負担が大きいこと（4県市）。</p> <p>なお、安衛法に基づく届出情報又は建設リサイクル法に基づく届出情報を活用した取組ではないものの、騒音規制法等に基づく届出情報等を活用して、解体等工事を事前に把握し、事前調査の実施状況や大防法に基づく届出漏れの有無等について、立入検査を行うなどにより確認している例（3県市）もみられた。</p>	<p>表2-(2)-⑨</p>
<p><b>イ 労基署</b> <b>（情報共有の状況）</b></p> <p>調査した35労基署における大防法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の共有状況をみると、①管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、大防法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報のいずれも共有しているものが12労基署、②管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、いずれか一方の届出情報を共有しているものが16労基署、③管轄区域に所在する一部の関係機関・部署との間で、両方の届出情報を共有しているものが4労基署、④関係機関・部署との間で、いずれの届出情報も共有していないものが3労基署となっている。</p> <p>これを届出情報の種類別にみると、以下のとおりとなっている。</p> <p>i) 大防法に基づく届出情報については、20労基署は管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、また4労基署は管轄区域に所在する一部の関係機関・部署との間で共有を行っているが、11労基署は共有を行っていない。</p> <p>ii) 建設リサイクル法に基づく届出情報については、20労基署は管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で共有（うち8労基署はアスベスト含有建材が使用されている旨の記載の有無にかかわらず届出情報を共有）、また、4労基署は管轄区域に所在する一部の関係機関・部署との間で共有を行っているが、11労基署は共有を行っていない。</p> <p><b>（共有情報の活用状況）</b></p> <p>管轄区域に所在する全ての関係機関・部署との間で、大防法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の両方又はいずれか一方の届出情報を共有している28労基署（上記①及び②の労基署の合計）における共有情報の活用状況をみると、</p> <p>i) 安衛法に基づく届出情報と大防法に基づく届出情報を突合し、安衛法に基づく届出に漏れがないか、</p>	<p>表2-(2)-⑩</p>

ii) 建設リサイクル法に基づく届出情報に飛散性の高いレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が使用されている旨の記載がある解体等工事にもかかわらず、安衛法に基づく届出が行われていないものはないかの確認に使用しており、さらに、一部の労基署においては、

iii) レベル3のアスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事について、石綿則上、届出は義務付けられていないが、湿潤化等のばく露防止措置を講ずることとされており、当該措置の遵守状況を監督するための立入検査に建設リサイクル法に基づく届出情報を活用している例（1労基署）もみられた。

表2-(2)-⑪

#### (情報共有の頻度)

上記28労基署における大防法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の共有頻度をみると、表2のとおり、多くの労基署では、届出の都度又は週単位で共有を図っているものの、年又は月単位で共有しているものが、大防法に基づく届出において3労基署、建設リサイクル法に基づく届出において6労基署みられた。

表2-(2)-⑩（再掲）、⑫

表2 労基署における届出情報の共有頻度

(単位：労基署)

届出情報の種類 共有頻度	大防法に基づく届出	建設リサイクル法に基づく届出
届出の都度共有	15	10
週1回程度まとめて共有	2	2
月1回程度まとめて共有	2	6
年1回程度まとめて共有	1	0
その他	0	2 (注2)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 共有している届出情報の内容により共有頻度が異なる。

このように関係法令に基づく届出情報の共有頻度が年又は月単位である労基署については、大防法に基づく届出は解体等の作業開始の14日前までに、また、建設リサイクル法に基づく届出は解体等工事開始の7日前までに行うこととされているため、届出情報の共有により、アスベスト含有建材が使用されている建築物等の解体等工事を、工事開始前に確実に把握することは困難と考えられる。

#### (情報共有を行っていない理由)

他方、大防法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報の両方又はいずれか一方しか情報共有を行っていない労基署は、その主な理由として、前述アの県市と同様、次のことを挙げている。

表2-(2)-⑬

<p>i) 解体等工事の発注者又は事業者が、大防法に基づく届出を行っているにもかかわらず、安衛法に基づく届出を行わないことは通常想定されないなど、情報共有の必要性は乏しいと考えられること（7労基署）。</p> <p>ii) 関係法令に基づく届出情報の共有に係る業務負担が大きいこと（3労基署）。</p>	
<p><b>ウ 関係法令に基づく届出情報の共有及び活用の必要性</b></p>	
<p>県市及び労基署においては、前述ア及びイのとおり、関係法令に基づく届出情報について、関係機関・部署間の共有や活用が必ずしも十分に図られていない。しかし、関係法令に基づく届出情報は、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行を的確に確保する上で、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出のそれぞれの対象となり得る解体等工事を把握する端緒となるものであり、次のような状況に鑑み、関係法令に基づく届出情報を幅広く共有し、共有情報の活用を促進していく必要があると考えられる。</p>	
<p>① 前述項目2(1)のとおり、飛散性の高いレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が使用されている建築物等について、当該建材が事前調査で把握されなかったことなどにより、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われず、アスベストの飛散・ばく露防止措置も講じられないまま、解体等工事が開始されたものが当省調査で41件（このうち、アスベストが実際に飛散・ばく露したおそれがあるものは24件）認められた。</p>	<p>表2-(1)-⑦ (再掲)</p>
<p>また、41件の中には、レベル1のアスベスト含有建材が使用されている旨の記載がある建設リサイクル法に基づく届出がなされたが、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が漏れていた例もみられた。</p>	<p>表 2- (1) - ⑦ の No. 15 (再掲)</p>
<p>② 調査した39県市のうち、一部の県市において、関係法令に基づく届出情報の共有により、大防法に基づく届出がないものの、建築年次、建築物の構造等から飛散性の高いレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の使用が疑われる解体等工事について、その現場に立入検査を行った結果、当該建材を発見している例（平成26年度3件）がみられた。</p>	<p>表 2- (1) - ⑦ の No. 23、24、34 (再掲)</p>
<p>③ レベル3のアスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事については、石綿則上、湿潤化等のばく露防止措置を遵守する必要があるが、届出は義務付けられていないため、労基署は、建設リサイクル法に基づく届出情報等を活用しなければ工事を把握できない。一方、条例において届出等の規制を設けている川崎市の立入検査結果をみると、レベル3のアスベスト含有建材が見落とされ、ばく露防止措置が遵守されず破碎されている例が散見される状況がみられた（後述項目2(6)参照）。</p>	<p>表 2- (6) - ⑧ の (ii)No. 3</p>

また、建設リサイクル法に基づく届出情報のみを共有している例もみられるが、建設リサイクル法に基づく届出が義務付けられているのは、建築物の床面積が80㎡以上の解体工事等、一定規模以上の解体等工事であるため、大防法又は安衛法に基づく届出情報も共有することが望ましい。

さらに、届出情報の共有に当たって、既に情報共有を進めている区市及び労基署の中には、届出情報を整理した表を共用サーバー上に保存し、関係する複数の部局の担当者が常時閲覧することを可能とすること等により、届出情報の共有に係る負担軽減を図っている例もあり、ICTの活用や各届出の共通化等により負担軽減に取り組むことも考えられる。

#### 【所見】

したがって、環境省及び厚生労働省は、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保の観点から、アスベスト含有建材が使用されている建築物等の解体等工事を工事開始前に把握するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 環境省は、区市に対し、関係法令に基づく届出情報の適時共有・活用について、効果的・効率的な取組例や方策を周知し、促すこと。
- ② 厚生労働省は、労基署における取組例のほか、環境省から区市における取組例も把握した上で、関係法令に基づく届出情報を適時に効果的・効率的に共有し、その活用を促進すること。

表2-(2)-⑭

表2-(2)-① 関係法令に基づく届出に関する規定

<大防法関係>

○ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（抜粋）

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第18条の15 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（中略）は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 特定工事の場所
- 四 特定粉じん排出等作業の種類
- 五 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 六 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 七 特定粉じん排出等作業の方法

2・3 （略）

<安衛法関係>

○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抜粋）

（計画の届出等）

第88条 （略）

2 （略）

3 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

4～7 （略）

○ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抜粋）

第90条 法第88条第3項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一～五 （略）

五の二 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（中略）又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（中略）で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

五の三～七 （略）

○ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（抜粋）

（作業の届出）

第5条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第1号による届書に当該作業に係る建築物、工作物又は船舶の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（中略）に提出しなければならない。

- 一 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材



をいう。)等(以下単に「保温材、耐火被覆材等」という。)が張り付けられた建築物、工作物又は船舶の解体等の作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。)を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業

二 第10条第1項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業(保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。以下次条第1項第3号において同じ。)

三 前2号に掲げる作業に類する作業

2 前項の規定は、法第88条第3項の規定による届出をする場合にあつては、適用しない。

### <建設リサイクル法関係>

#### ○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(抜粋)

(分別解体等実施義務)

第9条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が第3項又は第4項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等を行わなければならない。

2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

3 建設工事の規模に関する基準は、政令で定める。

4 (略)

(対象建設工事の届出等)

第10条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造

二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類

三 工事着手の時期及び工程の概要

四 分別解体等の計画

五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

六 その他主務省令で定める事項

2・3 (略)

#### ○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号)(抜粋)

(建設工事の規模に関する基準)

第2条 法第9条第3項の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)に係る解体工事については、当該建築物(当該解体工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が80平方メートルであるもの

二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物(増築の工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が500平方メートルであるもの

三 建築物に係る新築工事等(法第2条第3項第2号に規定する新築工事等をいう。以下同じ。)であつて前号に規定する新築又は増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額(法第9条第1項に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に

施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。)が1億円であるもの

四 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負代金の額が500万円であるもの

2 (略)

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号）（抜粋）

（分別解体等に係る施工方法に関する基準）

第2条 法第9条第2項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 対象建設工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査、分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査、対象建設工事の現場からの当該対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査、残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。

二 前号の調査に基づき、分別解体等の計画を作成すること。

三 前号の分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認を行うとともに、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。

四 第2号の分別解体等の計画に従い、工事を施工すること。

2～7 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表2-(2)-② 関係法令に基づく届出の対象と時期

区分	届出対象	届出時期
大防法に基づく届出 (大防法第18条の15第1項)	レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材（特定建築材料）が使用された建築物等の解体等の作業であり、大気中へのアスベストの飛散のおそれがあるもの（特定粉じん排出等作業）を伴う工事（特定工事）	特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前まで
安衛法に基づく届出 (安衛法第88条第3項)	耐火建築物又は準耐火建築物におけるレベル1のアスベスト含有建材の除去作業	除去の作業開始の日の14日前まで
(石綿則第5条)	上記以外のレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の除去等作業	除去等の作業開始の前
建設リサイクル法に基づく届出 (建設リサイクル法第10条第1項)	アスベスト含有建材の有無にかかわらず、一定規模以上の解体等工事	工事に着手する日の7日前まで

(注) 関係法令の規定に基づき、当省が作成した。

表2-(2)-③ 環境省から県市に対する情報共有の推進に関する通知

○ 「石綿（アスベスト）の大気環境中への飛散防止対策の徹底について（通知）」（平成17年7月12日付け環管大発第050712001号環境省環境管理局長通知）

本年6月29日以降、石綿製品製造工場での作業歴のある従業員等に中皮腫等の健康被害が多発していることが関係企業から公表されている。これを契機に、石綿の大気環境中への飛散に伴う国民への健康被害について懸念が高まっている。このような状況を受け、国民の不安を払拭するため、下記のように石綿の大気環境中への飛散防止対策の一層の徹底をお願いする。

記

(1) (略)

(2) 建築物の解体等対策

今回の事案を契機に、今後増加が見込まれる石綿含有建築物の解体等についての懸念も高まっている。

石綿含有建築物の解体又は改造に伴う石綿の大気環境中への飛散の防止については、平成9年より、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん排出等作業に対する規制措置を講じているところであり、解体等の届出、作業基準の遵守等、規制措置の徹底に一層努められるようお願いする。

また、解体等施工業者に対し、建築物の解体等の際には石綿含有の有無の事前調査を行うよう指導するほか、労働局と連携して石綿含有建築物の解体等の作業状況を迅速に把握し、又はあらかじめ石綿含有建築物の所在を把握する等、解体等の届出に遺漏なきようお願いする。

(3) (略)

○ 「石綿等が使用されている建築物等の解体等作業に係る石綿飛散防止対策の対象事業場等の把握の促進について」（平成24年12月5日付け環水大大発第121205301号環境省水・大気環境局大気環境課長通知）

大気環境行政の推進につきまして平素よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、石綿の飛散防止対策について、「石綿（アスベスト）の大気環境中への飛散防止対策の徹底について（通知）」（平成17年7月12日環管大発第050712001号）記(2)により労働局と連携して石綿含有建築物の解体等の作業状況を迅速に把握すること等をお願いしたところです。

については、全国から収集した関係法令に基づく届出情報の共有に関する好事例（別添1）を参考に、必要に応じアスベスト対策の関係機関の連絡会議等を開催する等、関係する労働基準監督署及び建築部局（以下「関係機関」という。）と連携を密に図り、情報共有を促進していただくようお願いいたします。

（中略）

なお、厚生労働省から「石綿等が使用されている建築物等の解体等の事業場等の把握の促進について」（中略）を労働局に通知していることを申し添えます。

別添1

関係法令に基づく届出情報の共有に関する好事例

- 建設リサイクル法に基づく届出書に関する情報の共有に関する協定・依頼文書等について
  - 参考事例1：札幌市建設工事における資材の再資源化等に関する指導要綱（札幌市）
  - 参考事例2：建設リサイクル法の届出情報の利用協議について（申請）（仙台市）
  - 参考事例3：建設リサイクル法第10条に基づく届出書に関する情報の提供について（依頼）（福島県）
  - 参考事例4：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出の情報提供について（依頼）（群馬県）
  - 参考事例5：データ利用承認申請書（神戸市）
  - 参考事例6：建設リサイクル法に基づく情報の提供について（依頼）（香川県）
  - 参考事例7：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・大気汚染防止法に基づく届出に関する情報提供について（依頼）（新潟労働局）
  
- 労働安全衛生法に基づく届出書に関する情報の共有に関する協定・依頼文書等について
  - 参考事例8：滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定（滋賀県）
  - 参考事例9：岡山労働基準監督署と岡山市による石綿除去工事等に係る対応指針（岡山市）
  - 参考事例10：徳島県における石綿含有建材を有する建築物解体等工事に係る連携実施要領（徳島県）
  
- 建設リサイクル法に基づく届出を受理する際の石綿の使用状況等の確認について
  - 参考事例11：分別解体等の計画等（埼玉県）  
（石綿の有無及び関係法令の届出状況について明記させることとした届出様式）
  - 参考事例12：特定建設作業実施届確認表（明石市）  
（届出を受理する際の石綿の有無及び関係法令の届出状況についてのチェックリスト）

表2-(2)-④ 厚生労働本省から都道府県労働局に対する情報共有の推進に関する通知

- 「石綿ばく露防止対策の推進について」（平成17年7月28日付け基発第0728008号厚生労働省労働基準局長通知）（抜粋）
  - 第2 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る石綿ばく露防止対策
    - 1 対象事業場等の把握
      - 石綿則等に基づく石綿ばく露防止措置の履行確保を的確に行うためには、計画届又は作業届の対象となる作業に係る作業現場（以下「対象事業場」という。）の確実な把握が不可欠となることはもとより、これらの届出の対象とならない石綿含有成形板等を除去する作業（以下「石綿含有成形板等除去作業」という。）に係る作業現場の把握にも努める必要があることから、次の点に留意の上、取り組むこと。
      - (1) 地方公共団体には、次のとおり対象事業場に係る各種の届出が行われることとされていることから、地方公共団体の各担当部署との連携を密にし、これらの届出に係る情報の把握を行うこと。

ア 建築物の解体工事であってその床面積が80平方メートル以上の建築物に係るもの、建築物に係る修繕又は模様替であってその請負代金の額が1億円以上であるもの、建築物以外の解体工事であってその請負代金の額が500万円以上となるもの等については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、注文者（建物所有者）が工事開始7日前までに都道府県知事又は地方公共団体の長（中略）への届出が義務付けられていること。なお、この届出の対象には、石綿含有成形板等除去作業を伴う解体工事も含まれること。

イ 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業については、大気汚染防止法に基づき、施工業者が作業の開始14日前までに、都道府県知事又地方公共団体の長（中略）への届出が義務付けられていること。

(2)~(4) (略)

## ○ 「石綿等が使用されている建築物等の解体等の事業場等の把握の促進について」（平成24年12月5日付け基安化発1205第1号厚生労働省安全衛生部化学物質対策課長通知）

石綿ばく露防止対策の促進のためには、自治体等関係団体との連携を密にし、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る関係法令に基づく届出の情報を把握していく必要がある。

平成17年7月28日基発第0728008号「石綿ばく露防止対策の推進について」第2の1により「地方公共団体には、対象事業場に係る各種の届出が行われることとされていることから、地方公共団体の各担当部署との連携を密にすること。」とされているところである。

今般、これら取組を一層促進するため、関係省庁担当部局と連携し、別添のとおり全国の好事例を集め、それぞれの担当部局から都道府県の関係部局に通知の上、当該事例をすることによるさらなる情報共有の促進をお願いすることとした。

については、別添事例を参考に、都道府県等に設置しているアスベスト対策の関係機関の連絡会議等を活用して、関係部署と連携を密に図り、情報共有を促進されたい。

(中略)

### 別添1

#### 関係法令に基づく届出情報の共有に関する好事例

- 建設リサイクル法に基づく届出書に関する情報の共有に関する協定・依頼文書等について
  - 参考事例1：札幌市建設工事における資材の再資源化等に関する指導要綱（札幌市）
  - 参考事例2：建設リサイクル法の届出情報の利用協議について（申請）（仙台市）
  - 参考事例3：建設リサイクル法第10条に基づく届出書に関する情報の提供について（依頼）（福島県）
  - 参考事例4：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出の情報提供について（依頼）（群馬県）
  - 参考事例5：データ利用承認申請書（神戸市）
  - 参考事例6：建設リサイクル法に基づく情報の提供について（依頼）（香川県）
  - 参考事例7：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・大気汚染防止法に基づく届出に関する情報提供について（依頼）（新潟労働局）

- 労働安全衛生法に基づく届出書に関する情報の共有に関する協定・依頼文書等について  
 参考事例8：滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定  
 (滋賀県)  
 参考事例9：岡山労働基準監督署と岡山市による石綿除去工事等に係る対応指針(岡山市)  
 参考事例10：徳島県における石綿含有建材を有する建築物解体等工事に係る連携実施要領(徳島県)
  
- 建設リサイクル法に基づく届出を受理する際の石綿の使用状況等の確認について  
 参考事例11：分別解体等の計画等(埼玉県)  
 (石綿の有無及び関係法令の届出状況について明記させることとした届出様式)  
 参考事例12：特定建設作業実施届確認表(明石市)  
 (届出を受理する際の石綿の有無及び関係法令の届出状況についてのチェックリスト)

表2-(2)-⑤ 県市における関係法令に基づく届出情報の共有状況

i) 総括表

区 分	該当県市	
管轄区域に所在する全ての機関・部署と安衛法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報をいずれも共有	17県市	<u>新潟県</u> 、 <u>愛知県</u> 、 <u>大阪府</u> 、 <u>広島県</u> 、 <u>福岡県</u> 、 <u>熊本県</u> <u>札幌市</u> 、 <u>さいたま市</u> 、 <u>千代田区</u> 、 <u>新潟市</u> 、 <u>大阪市</u> 、 <u>堺市</u> 、 <u>神戸市</u> 、 <u>岡山市</u> 、 <u>福岡市</u> 、 <u>北九州市</u> 、 <u>熊本市</u>
管轄区域に所在する全ての機関・部署と、安衛法に基づく届出情報又は建設リサイクル法に基づく届出情報のいずれか一方を共有	14県市	(安衛法に基づく届出情報を共有) 埼玉県、千葉県 千葉市、新宿区、広島市 (建設リサイクル法に基づく届出情報を共有) <u>宮城県</u> 、 <u>神奈川県</u> 、 <u>兵庫県</u> 、 <u>岡山県</u> <u>仙台市</u> 、 <u>大田区</u> 、 <u>川崎市</u> 、 <u>静岡市</u> 、 <u>浜松市</u>
安衛法に基づく届出情報又は建設リサイクル法に基づく届出情報のいずれも未共有	8県市	北海道、東京都、静岡県、京都府 横浜市、相模原市、名古屋市、京都市

- (注) 1 当省が、大防法に基づく届出を受理している本庁又は出先機関を1箇所抽出し、その管轄区域に所在する関係機関・部署との共有状況を調査した結果による。
- 2 下線を付した県市は、建設リサイクル法に基づく届出情報について、アスベスト含有建材が使用されている旨の記載の有無にかかわらず共有している。

ii) 県における情報共有の状況

都道府県名	安衛法に基づく届出		建設リサイクル法に基づく届出		
	共有状況	共有頻度	共有状況	共有範囲	共有頻度
北海道	未共有	—	未共有	—	—
宮城県	未共有	—	全機関と共有	全届出	その他 <sup>(注5)</sup>
埼玉県	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
千葉県	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
東京都	未共有	—	未共有	—	—
神奈川県	未共有	—	全機関と共有	レベル1～2	届出の都度
新潟県	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度
静岡県	未共有	—	未共有	—	—
愛知県	全機関と共有	週1回	全機関と共有	レベル1～3	週1回
京都府	未共有	—	未共有	—	—
大阪府	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	その他 <sup>(注6)</sup>
兵庫県	未共有	—	全機関と共有	全届出	届出の都度
岡山県	未共有	—	全機関と共有	全届出	月1回
広島県	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	週1回
福岡県	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度
熊本県	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度

- (注) 1 当省が、大防法に基づく届出を受理している本庁又は出先機関を1箇所抽出し、その管轄区域に所在する機関・部署との共有状況を調査した結果による。
- 2 安衛法に基づく届出の「共有状況」の「全機関と共有」とは、調査対象とした県の本庁又は出先機関の管轄区域内において、安衛法に基づく届出を受理している労基署の全てと届出情報を共有しているものを指す。
- 3 建設リサイクル法に基づく届出の「共有状況」の「全機関と共有」とは、調査対象とした県の本庁又は出先機関の管轄区域内において、建設リサイクル法に基づく届出を受理している県の本庁若しくは出先機関、建築主事を置く市町村若しくは特別区又は県の条例により権限を委任されている市町村の全てと届出情報を共有しているものを指す。
- 4 建設リサイクル法に基づく届出の「共有範囲」欄について、「全届出」は、アスベスト含有建材の使用の記載の有無にかかわらず共有しているもの（ただし、対象建築物等の床面積、構造等で共有対象を限定しているものを含む。）、「レベル1～3」はレベル3も含めたアスベスト含有建材の使用の記載がある届出のみ共有しているもの、「レベル1～2」はレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の使用の記載がある届出のみ共有しているものを指す。
- 5 建設リサイクル法に基づく届出情報について、県の出先機関とは月1回程度、管轄区域内の市とは、アスベスト含有建材が使用されている旨の記載があるものについては届出の都度、それ以外のものについては月1回程度共有している。
- 6 建設リサイクル法に基づく届出情報について、県の出先機関及び管轄区域内の一部の市とは届出の都度、他の市とは週1回程度共有している。

iii) 政令市等における情報共有の状況

政令市等名	安衛法に基づく届出		建設リサイクル法に基づく届出		
	共有状況	共有頻度	共有状況	共有範囲	共有頻度
札幌市	全機関と共有	年1回	全機関と共有	全届出	届出の都度
仙台市	未共有	—	全機関と共有	全届出	届出の都度
さいたま市	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度
千葉市	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
千代田区	全機関と共有	月1回	全機関と共有	全届出	週2回
新宿区	全機関と共有	月1回	未共有	—	—
大田区	未共有	—	全機関と共有	全届出	週2回
横浜市	未共有	—	未共有	—	—
川崎市	未共有	—	全機関と共有	全届出	届出の都度
相模原市	未共有	—	未共有	—	—
新潟市	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度
静岡市	未共有	—	全機関と共有	全届出	その他 <sup>(注5)</sup>
浜松市	未共有	—	全機関と共有	全届出	届出の都度
名古屋市	未共有	—	未共有	—	—
京都市	未共有	—	未共有	—	—
大阪市	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル1～3	週1回
堺市	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度
神戸市	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度
岡山市	全機関と共有	月1回	全機関と共有	全届出	月1回
広島市	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
福岡市	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル1～2	届出の都度
北九州市	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度
熊本市	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	届出の都度

- (注) 1 当省が、大防法に基づく届出を受理している本庁又は出先機関を1箇所抽出し、その管轄区域に所在する機関・部署との共有状況を調査した結果による。
- 2 安衛法に基づく届出の「共有状況」の「全機関と共有」とは、調査対象とした政令市等の本庁又は出先機関の管轄区域内において、安衛法に基づく届出を受理している労基署の全てと届出情報を共有しているものを指す。
- 3 建設リサイクル法に基づく届出の「共有状況」の「全機関と共有」とは、調査対象とした政令市等の本庁又は出先機関の管轄区域内において、建設リサイクル法に基づく届出を受理している県の本庁若しくは出先機関、建築主事を置く市町村若しくは特別区又は県の条例により権限を委任されている市町村の全てと届出情報を共有しているものを指す。
- 4 建設リサイクル法に基づく届出の「共有範囲」欄について、「全届出」は、アスベスト含有建材の使用の記載の有無にかかわらず共有しているもの（ただし、対象建築物等の床面積、構造等で共有対象を限定しているものを含む。）、「レベル1～3」はレベル3も含めたアスベスト含有建材の使用の記載がある届出のみ共有しているもの、「レベル1～2」はレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の使用の記載がある届出のみ共有しているものを指す。
- 5 アスベスト含有建材が使用されている旨の記載があるものについては届出の都度、使用されている旨の記載がないものについては月1回程度共有している。



表2-(2)-⑥ 大防法に基づく事前調査の適切な実施や届出漏れ防止のために、共有情報を活用している例

No.	縣市名	概要
1	大阪府	<p>大阪府は、条例により、レベル3のアスベスト含有建材のうち、成形板が1,000㎡以上使用されている建築物等の解体等工事について、発注者等に対して事前の届出を義務付けているほか、建設リサイクル法に基づく届出情報についても、アスベスト含有建材の使用が確認されていない建築物等に係るものも含めて入手している。</p> <p>大阪府は、これらの情報を踏まえて、条例に基づく届出があった解体等工事については、原則として全件、建設リサイクル法に基づく届出情報で把握した解体等工事については、建築物等の面積等から優先順位を付けて立入検査を実施している。</p>
2	熊本県	<p>熊本県は、建設リサイクル法に基づく届出情報について、アスベスト含有建材の使用が確認されていない建築物等に係るものも含めて入手しているほか、独自に定めた要綱に基づき、建設リサイクル法に基づく届出の際に、アスベスト含有建材の使用状況に関する事前調査の結果等を記載する様式を配布し、大防法担当部局への提出を求めている。</p> <p>熊本県は、これらの情報を踏まえて、建築物等の建築年次及び構造から優先順位を付けて立入検査を実施している。</p>
3	札幌市	<p>札幌市は、建設リサイクル法に基づく届出情報について、アスベスト含有建材の使用が確認されていない建築物等に係るものも含めて入手し、次のとおり活用している。</p> <p>① 届出情報から把握した解体等工事のうち、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物で、建築年代が古いもの等の中から、担当者の経験等によりアスベスト含有建材が使用されている可能性があると考えられるものを抽出して、事業者に対して電話により、事前調査が適切に実施されているか等について聴取している。</p> <p>② 平成27年4月から5月まで<sup>(注)</sup>にかけて、試行的に、工事内容、建築年次、構造、面積等から優先順位を付けて立入検査を実施している。なお、その結果に基づき、当該取組を今後も継続するか検討していくことを予定している。</p> <p>(注) 平成27年4月から7月末までに調査を実施した。</p>
4	仙台市	<p>仙台市は、建設リサイクル法に基づく届出情報について、アスベスト含有建材の使用が確認されていない建築物等に係るものも含めて入手しており、この中から新增築、修繕、木造建築等を除外したものについて、原則として全件、立入検査を実施している。</p>
5	川崎市	<p>川崎市は、条例により、レベル3のアスベスト含有建材のうち、成形板が使用された床面積80㎡以上の建築物の解体工事について、事業者に対して事前の届出を義務付けているほか、建設リサイクル法に基づく届出情報についても、アスベスト含有建材の使用が確認されていない建築物等に係るものも含めて入手している。</p>

No.	県市名	概要
		川崎市は、条例に基づく届出のあった解体工事については、原則として全件、立入検査を行っているほか、建設リサイクル法に基づく届出のうち、アスベスト含有建材の使用が確認されていない建築物等に係るものを対象とした立入検査も週1回実施している。
6	北九州市	北九州市は、建設リサイクル法に基づく届出を行った者に大防法担当部局の確認を受けるよう指導し、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材は使用されていないとする解体等工事についても、大防法担当部局において事前調査が適切に実施されているか等について聴取している。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-⑦ 県市における情報共有の頻度

i) 安衛法に基づく届出情報の共有頻度

区 分	該当県市	
届出の都度共有	17県市	埼玉県、千葉県、新潟県、大阪府、広島県、福岡県、熊本県 さいたま市、千葉市、新潟市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市
週1回程度まとめて共有	1県	愛知県
月1回程度まとめて共有	3市	千代田区、新宿区、岡山市
年1回程度まとめて共有	1市	札幌市

(注) 当省の調査結果による。

ii) 建設リサイクル法に基づく届出情報の共有頻度

区 分	該当縣市	
届出の都度共有	16縣市	神奈川県、新潟県、兵庫県、福岡県、熊本県 札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、新潟市、 浜松市、堺市、神戸市、福岡市、北九州市、熊本市
週2回程度まとめて共有	2縣市	千代田区、大田区
週1回程度まとめて共有	3縣市	愛知県、広島県 大阪市
月1回程度まとめて共有	2縣市	岡山県 岡山市
その他	3縣市	宮城県 (注2) 大阪府 (注3) 、 静岡市 (注4)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 県の出先機関が受理するものは月1回程度、管轄区域内の市が受理するものは、アスベスト含有建材が使用されている旨の記載があるものは届出の都度、それ以外は月1回程度情報を共有している。

3 府の出先機関及び管轄区域内の一部の市が受理するものは届出の都度、管轄区域内の他の市が受理するものは週1回程度情報を共有している。

4 アスベスト含有建材が使用されている旨の記載があるものは届出の都度、使用されている旨の記載がないものについては月1回程度情報を共有している。

表2-(2)-⑧ 関係法令に基づく届出情報の共有を行っていない理由（縣市）

理由区分	該当縣市	
解体等工事の発注者又は事業者が、安衛法に基づく届出又は建設リサイクル法に基づく届出を行っているにもかかわらず、大防法に基づく届出を行わないことは通常想定されないなど、情報共有の必要性は乏しい	15縣市	北海道、宮城県、埼玉県、 神奈川県、京都府、兵庫県 仙台市、千葉市、新宿区、横浜市、 川崎市、相模原市、静岡市、 浜松市、京都市
関係法令に基づく届出情報の共有に係る業務負担が大きい	4縣市	千葉県、静岡県 千葉市、横浜市

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-⑨ 騒音規制法等に基づく届出情報等を活用している例

No	概要	
1	名古屋市	<p>名古屋市は、大防法担当部局が騒音規制法及び振動規制法も担当しており、騒音規制法等に基づく届出の際に、大防法に基づくアスベスト含有建材の使用状況に関する事前調査の結果等を記載する様式の提出を求めている。</p> <p>名古屋市は、これにより把握した解体等工事の中から建築年次、構造等により対象を抽出し、立入検査を実施している。</p>
2	神戸市	<p>神戸市は、兵庫県の条例に基づき、i) 床面積 80 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満でレベル 3 のアスベスト含有建材が使用された建築物の解体等工事及び ii) 床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事について、事業者から事前の届出を受理している。</p> <p>また、神戸市は、大防法担当部局が騒音規制法及び振動規制法も担当しており、騒音規制法等に基づく届出からも、大防法に基づく届出が行われていない解体等工事の情報を把握している。</p> <p>神戸市は、これらを踏まえて、上記 i) の工事については、週 1 回の大防法担当部局と建設リサイクル法担当部局が合同で立入検査を実施し、上記 ii) の工事については、原則として全件、立入検査を実施しているほか、騒音規制法等に基づく届出のあった解体等工事のうち、アスベスト含有建材の使用が確認されていない建築物等に係るものについても、週 2 回、用途及び構造により対象を抽出し、立入検査を実施している。</p>
3	広島市	<p>広島市は、大防法担当部局が騒音規制法及び振動規制法も担当しており、騒音規制法等に基づく届出の受理の際に、工事対象の建築物等について、アスベスト含有建材が使用されているか、事前調査が適切に実施されているか等について聴取し、調査表を作成するとともに、アスベスト含有建材の有無に係る分析結果や事前調査結果の掲示に係る現場の写真の提出を求めている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-⑩ 労基署における関係法令に基づく届出情報の共有状況

i) 総括表

区 分	該当労基署	
管轄区域に所在する全ての機関・部署と大防法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報をいずれも共有	12労基署	室蘭署、 <u>さいたま署</u> 、川口署、千葉署、 <u>中央署</u> 、新潟署、長岡署、半田署、福岡中央署、北九州西署、熊本署、玉名署
管轄区域に所在する全ての機関・部署と、大防法に基づく届出情報又は建設リサイクル法に基づく届出情報のいずれか一方を共有	16労基署	(大防法に基づく届出情報を共有) 札幌中央署、東金署、新宿署、天満署、堺署、北大阪署、神戸東署、廿日市署 (建設リサイクル法に基づく届出情報を共有) <u>大田署</u> 、 <u>横浜南署</u> 、 <u>川崎南署</u> 、 <u>相模原署</u> 、 <u>厚木署</u> 、浜松署、静岡署、沼津署
管轄区域に所在する一部の機関・部署と大防法に基づく届出情報及び建設リサイクル法に基づく届出情報をいずれも共有	4労基署	仙台署、名古屋北署、岡山署、広島中央署
大防法に基づく届出情報又は建設リサイクル法に基づく届出情報のいずれも未共有	3労基署	京都上署、京都南署、相生署

(注) 1 当省の調査結果による。

2 下線を付した労基署は、建設リサイクル法に基づく届出情報について、管轄区域に所在する全ての機関・部署と、アスベスト含有建材が使用されている旨の記載の有無にかかわらず共有している。

ii) 労基署における情報共有の状況

事項 労基署名	大防法に基づく届出		建設リサイクル法に基づく届出		
	共有状況	共有頻度	共有状況	共有範囲	共有頻度
札幌中央署	全機関と共有	年1回	未共有	—	—
室蘭署	全機関と共有	週1回	全機関と共有	レベル1~3	届出の都度
仙台署	一部機関と共有	—	一部機関と共有	—	—
さいたま署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	その他 <sup>(注5)</sup>
川口署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	全届出	その他 <sup>(注5)</sup>
千葉署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル1~2	届出の都度
東金署	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
中央署	全機関と共有	月1回	全機関と共有	全届出	月1回
大田署	未共有	—	全機関と共有	全届出	月1回
新宿署	全機関と共有	月1回	未共有	—	—
横浜南署	未共有	—	全機関と共有	全届出	月1回
川崎南署	未共有	—	全機関と共有	全届出	月1回
相模原署	未共有	—	全機関と共有	全届出	月1回
厚木署	未共有	—	全機関と共有	全届出	月1回
新潟署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル1~3	届出の都度
長岡署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル1~3	届出の都度

浜松署	未共有	—	全機関と共有	レベル 1～3	週 1 回
静岡署	未共有	—	全機関と共有	レベル 1～3	届出の都度
沼津署	未共有	—	全機関と共有	レベル 1～3	届出の都度
名古屋北署	一部機関と共有	—	一部機関と共有	—	—
半田署	全機関と共有	週 1 回	全機関と共有	レベル 1～3	週 1 回
京都上署	未共有	—	未共有	—	—
京都南署	未共有	—	未共有	—	—
天満署	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
堺署	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
北大阪署	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
神戸東署	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
相生署	未共有	—	未共有	—	—
岡山署	一部機関と共有	—	一部機関と共有	—	—
広島中央署	一部機関と共有	—	一部機関と共有	—	—
廿日市署	全機関と共有	届出の都度	未共有	—	—
福岡中央署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル 1～2	届出の都度
北九州西署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル 1～2	届出の都度
熊本署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル 1～3	届出の都度
玉名署	全機関と共有	届出の都度	全機関と共有	レベル 1～3	届出の都度

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 大防法に基づく届出の「共有状況」欄について、「全機関と共有」とは、調査対象とした労基署の管轄区域内において、大防法に基づく届出を受理している県の本庁又は出先機関若しくは政令市等の全てと届出情報を共有しているもの、「一部機関と共有」とは、その一部とのみ共有しているものを指す。
- 3 建設リサイクル法に基づく届出の「共有状況」欄について、「全機関と共有」とは、調査対象とした労基署の管轄区域内において、建設リサイクル法に基づく届出を受理している県の本庁又は出先機関、建築主事を置く市町村又は特別区若しくは県の条例により権限を委任されている市町村の全てと届出情報を共有しているもの、「一部機関と共有」とは、その一部とのみ共有しているものを指す。
- 4 建設リサイクル法に基づく届出の「共有範囲」欄について、「全届出」は、アスベスト含有建材の使用の記載の有無にかかわらず共有しているもの、「レベル 1～3」はレベル 3 も含めたアスベスト含有建材の使用の記載がある届出のみ共有しているもの、「レベル 1～2」はレベル 1 又はレベル 2 のアスベスト含有建材使用の記載がある届出のみ共有しているものを指す。
- 5 アスベスト含有建材が使用されている旨の記載があるものは届出の都度、使用されている旨の記載がないものについては週 1 回程度情報を共有している。

表2-(2)-⑪ 共有情報をレベル3のアスベスト含有建材に係るばく露防止措置の遵守状況の指導監督に活用している例

No.	労基署名	概要
1	熊本署	熊本労基署は、熊本市から入手している建設リサイクル法に基づく届出情報のうち、レベル3のアスベスト含有建材の使用が確認されている建築物等に係るものから対象を抽出して、当該建材が適切に処理されているか等について確認するため、立入検査を実施している。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-⑫ 労基署における情報共有の頻度

i) 大防法に基づく届出情報の共有頻度

区分	該当労基署	
届出の都度共有	15労基署	さいたま署、川口署、千葉署、東金署、新潟署、長岡署、天満署、堺署、北大阪署、神戸東署、廿日市署、福岡中央署、北九州西署、熊本署、玉名署
週1回程度まとめて共有	2労基署	室蘭署、半田署
月1回程度まとめて共有	2労基署	中央署、新宿署
年1回程度まとめて共有	1労基署	札幌中央署

(注) 当省の調査結果による。

ii) 建設リサイクル法に基づく届出情報の共有頻度

区分	該当労基署	
届出の都度共有	10労基署	室蘭署、千葉署、新潟署、長岡署、静岡署、沼津署、福岡中央署、北九州西署、熊本署、玉名署
週1回程度まとめて共有	2労基署	浜松署、半田署
月1回程度まとめて共有	6労基署	中央署、大田署、横浜南署、川崎南署、相模原署、厚木署
その他	2労基署	さいたま署 <sup>(注2)</sup> 、川口署 <sup>(注2)</sup>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 アスベスト含有建材が使用されている旨の記載があるものは届出の都度、使用されている旨の記載がないものについては週1回程度情報を共有している。

表2-(2)-⑬ 関係法令に基づく届出情報の共有を行っていない理由(労基署)

理由区分	該当労基署	
解体等工事の発注者又は事業者が、大防法に基づく届出を行っているにもかかわらず、安衛法に基づく届出を行わないことは通常想定されないなど、情報共有の必要性は乏しい	7労基署	横浜南署、川崎南署、相模原署、厚木署、浜松署、静岡署、沼津署
関係法令に基づく届出情報の共有に係る業務負担が大きい	3労基署	天満署、堺署、北大阪署

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-⑭ 県市及び労基署における情報共有の工夫例

No	県市・労基署名	概要
1	大阪府 福岡県 仙台市 さいたま市 川崎市 浜松市	<p>川崎市では、従来から、建設リサイクル法担当部局が建設リサイクル法に基づく届出情報を整理した表を作成しているところ、同表を、同市内部の共用サーバー上に保存しており、大防法担当部局においても常時閲覧することが可能となっている。</p> <p>なお、同様の取組が、大阪府、福岡県、仙台市、さいたま市及び浜松市においてもみられた。</p>
2	愛知県 半田署	<p>愛知県の出先機関である知多県民センターは、その管轄区域を管轄する半田労基署に対して、週1回、大防法に基づく届出情報を整理した一覧表をファクシミリで送信し、同署は、受信した一覧表に掲載されていない解体等工事について、安衛法に基づく届出が行われていた場合には、その届出情報の一覧表を返信している。</p> <p>なお、必要に応じて、合同で立入検査を行うため、同センター及び同署は、それぞれ立入検査を行う予定がある場合、その日程を届出情報の一覧表に明記して送信している。</p>
3	愛知県 半田署	<p>愛知労働局は、週1回、愛知県等から建設リサイクル法に基づく届出情報の提供を受け、その情報を、管下の労基署が閲覧できるシステムに登録しており、半田労基署は、当該システムに登録された届出情報を閲覧している。</p>
4	福岡市 福岡中央署	<p>福岡市と同市内を管轄する福岡中央労基署は、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出を受理した都度、その情報を相互に提供している。</p> <p>提供方法については、福岡市及び福岡中央労基署のいずれにおいても、従来から、届出情報を整理した表を電子媒体で作成しており、当該様式を加工して電子メールにより送付している。</p>
5	北九州市	<p>北九州市は、建設リサイクル法に基づく届出について、建設リサイクル法担当部局に提出する前に、大防法担当部局で、事前調査結果の確認を受けるよう指導しており、大防法担当部局は、これにより、建設リサイクル法の届出情報を把握している。</p>

(注) 当省の調査結果による。